

原子力発電施設等立地地域への
財政措置に関する要請書
(令和8年7月)

島根県・鳥取県

これまで、電源立地地域に対する財政措置や原子力防災対策に係る財政支援の充実について、県の重点要望や原子力発電関係団体協議会等において要望してきたところです。

このうち、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象地域の拡大については、令和7年12月の事務次官決定の一部改正において、原子力災害対策重点区域をその行政区域内に有する基礎的自治体まで拡大していただき感謝申し上げます。

今回の改正により、対象地域が広がれば自ずと支援対象の事業が増えますが、これに伴い必要となる予算が既存予算に上乗せして確保されなければ、事業の採択に至らないことが懸念されます。そのため、地域拡大に伴い必要となる予算をしっかりと確保していただくことが極めて重要であります。

また、国は、原子力発電所が立地する新潟県柏崎刈羽地域の避難路整備について、令和7年8月の第13回原子力関係閣僚会議において、原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路整備を促進するため、県の実負担相当分の措置など必要な予算を継続確保するとともに、国費相当分は、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の活用を含めて対応することとされました。

原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路整備を進める必要があることは、島根地域を含む他の原子力発電所立地地域も同じであります。

以上のことから、次に掲げる2点について要請します。

1 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の指定対象地域拡大に伴う必要な予算の確保

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法については、対象地域が原子力災害対策重点区域をその行政区域内に有する基礎的自治体まで拡大されたが、それに伴って必要となる予算を既存の予算に上乗せして確保すること。

2 原子力災害時の避難路整備等に対する特別な措置

原子力災害が発生した場合、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等に対する支援の拡充を行うこと。

その際、例えば地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用するなど、新潟県に対して示された柏崎刈羽原子力発電所の避難路の整備に対する国の支援と同等の措置を、島根地域を含む他の原子力発電所立地地域にも講じること。

令和8年7月7日

島根県知事 丸山 達也

鳥取県知事 平井 伸治